

## 現在事項全部証明書

栃木県小山市大字卒島1293番地  
株式会社カワチ薬品

会社法人等番号	0600-01-014164	
商号	株式会社カワチ薬品	
本店	栃木県小山市大字卒島1293番地	
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定
		令和 4年 9月 1日登記
公告をする方法	当社の公告は、電子公告により行う。 <a href="https://www.cawachi.co.jp/">https://www.cawachi.co.jp/</a> ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	令和 3年 7月 1日変更
		令和 3年 9月 2日登記
会社成立の年月日	昭和42年4月18日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医薬品の製造、処方調剤並びに販売</li> <li>2. 医薬部外品、医療器具、化粧品及び雑貨の販売</li> <li>3. 毒物劇物の販売</li> <li>4. 計量器の販売</li> <li>5. 生鮮食品及び加工食品、菓子の販売</li> <li>6. 衣料品の販売</li> <li>7. 酒、たばこ、塩、米穀類、新聞、書籍類の販売</li> <li>8. 生花、種子、球根及び草花の販売</li> <li>9. 収入印紙、郵便切手、葉書の販売</li> <li>10. 前記1乃至9の物品及び附帯関連する物品の卸売業</li> <li>11. 郵便・インターネット及びその他の通信、カタログ等を利用した通信販売業</li> <li>12. 宅配便の取次</li> <li>13. 各種企業に対する経営の診断及び総合指導並びに経営指導するための企業管理</li> <li>14. 一般企業の財務に関する調査及び立案並びに会計事務の代行業務</li> <li>15. 損害保険代理業に関する業務</li> <li>16. 生命保険の募集に関する業務</li> <li>17. 不動産の賃貸及び管理</li> <li>18. 特定健康診査並びに特定保健指導に関する業務</li> <li>19. 健康増進啓発、相談助言に対し薬剤師、管理栄養士の派遣並びに人材の育成</li> <li>20. 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業</li> <li>21. 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業又は第1号事業</li> <li>22. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業</li> <li>23. エステティック用化粧品、関連機器の販売及び施術</li> </ol>	

	24. 上記各号に附帯する一切の業務 令和 4年 6月14日変更 令和 4年 6月27日登記	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	5200万株	平成16年 4月30日変更
		平成16年12月 1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2458万3420株	平成18年11月30日変更
		平成18年12月 4日登記
資本金の額	金130億195万3000円	平成18年11月30日変更
		平成18年12月 4日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記	
役員に関する事項	取締役 河内 伸 二	令和 5年 6月14日重任
		令和 5年 6月28日登記
	取締役 大久保 勝 之	令和 5年 6月14日重任
		令和 5年 6月28日登記
	取締役 渡辺 林 治	令和 5年 6月14日重任
		令和 5年 6月28日登記
	取締役 江藤 美 帆	令和 5年 6月14日重任
		令和 5年 6月28日登記
	栃木県栃木市片柳町二丁目3番24号 代表取締役 河内 伸 二	令和 5年 6月14日重任
		令和 5年 6月28日登記
監査役 田村 好 夫	令和 6年 6月12日重任	
	令和 6年 6月25日登記	
監査役 澤田 雄 二 (社外監査役)	令和 6年 6月12日重任	
	令和 6年 6月25日登記	

	監査役 岡 安 俊 幸	令和 6年 6月12日就任
	(社外監査役)	令和 6年 6月25日登記
	監査役 大 谷 剛	令和 6年 6月12日就任
	(社外監査役)	令和 6年 6月25日登記
	会計監査人 東 陽 監 査 法 人	令和 6年 6月12日重任
		令和 6年 6月25日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成28年 6月 7日設定 平成28年 6月21日登記</p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>平成28年 6月 7日設定 平成28年 6月21日登記</p>	
新株予約権	<p>第7回新株予約権 新株予約権の数 76個</p> <p>令和 4年 3月16日変更 令和 4年 3月25日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 7,600株 (新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)</p> <p>ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 4年 3月16日変更 令和 4年 3月25日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 金184,500円（1株当たり1,845円）</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p>	

	<p>新株予約権を行使することができる期間 平成30年6月1日から平成60年5月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案</p> <p>(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1085 1142 1452 1288"><tr><td>平成30年</td><td>5月31日発行</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>6月28日登記</td></tr></table>	平成30年	5月31日発行	平成30年	6月28日登記
平成30年	5月31日発行				
平成30年	6月28日登記				
	<p>第9回新株予約権 新株予約権の数 176個</p> <p>令和4年3月16日変更 令和4年3月25日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 17,600株</p> <p>(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)</p> <p>ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和4年3月16日変更 令和4年3月25日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 金217,500円(1株当たり2,175円)</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p>				

	<p>新株予約権を行使することができる期間 令和3年4月10日から令和3年4月9日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。</p>	<p>令和 3年 4月 9日発行</p> <hr/> <p>令和 3年 4月 27日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月18日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月18日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(宇都宮地方法務局管轄)

令和 6年10月25日

さいたま地方法務局  
登記官

関 賢 一

